

肺炎を予防しましょう！

肺炎球菌ワクチン予防接種

高齢者の死因の第4位は肺炎によるものです。高齢者の肺炎では、急速に症状が進んだ場合、抗生物質などの治療が間に合わないことも少なくありません。このため、肺炎などの事前予防として肺炎球菌ワクチンが開発され接種できるようになっています。

申し込み/町内の医療機関に直接、予約してください。※特に「心臓や呼吸器に慢性疾患のある方」、「腎不全や肝機能障害のある方」は、主治医とよく相談のうえお受けください。

・再接種（2回目の接種はできません。※注射部位の痛みなどの副反応が強く出ることがあるため）

肺炎球菌ワクチンとは...

このワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防するワクチンです。

特徴

- ・肺炎球菌による感染症の約80%に効果が期待されます。
- ・通常1回の接種で約5年程度、免疫が持続すると言われてい

注意

- ・全ての肺炎を予防するものではありません。
- ・接種後、免疫（抗体）ができるまで平均約1カ月程度かかります。

接種を受けることが不適当な方

- ・過去に肺炎球菌ワクチンを接種された方
- ・免疫を抑える治療をしている方
- ・明らかに発熱のある方
- ・重い急性の病気がかかっている方

副反応

- ・注射部位の腫れ、痛み、軽い熱などが見られることがあります。通常3日程度でおさまります。

問い合わせ/保健福祉総合センター内保健指導担当 ☎581・8500へ。

インフルエンザとかぜの違い

	感染力	症状	経過
インフルエンザ	強いウイルスが粘膜で増殖する	重い気道症状(咳、のどの痛み、鼻水)に加え、高熱(38~40度)、悪寒、倦怠感などの全身症状を伴う	急激な高熱で発症する
かぜ	弱いウイルスが徐々に増える	軽い気道症状(咳、のどの痛み、鼻水)を伴う	緩やかに経過する

インフルエンザは鼻水、くしゃみ、咳などのかぜ症状だけでなく、高熱、頭痛、筋肉痛などを起こす全身感染症です。普通のかぜとは違い、重症化すると命の危険もあります。とくに高齢者の場合、体力や免疫力・防御力が低下しているため、ちょっとしたかぜから肺炎などを引き起こすことがあります。また、慢性的な気管支炎やぜんそくなどの持病を持っている人は、インフルエンザをきっかけにその病気を悪化させる危険性が高くなります。

インフルエンザに用心！



インフルエンザの特徴をよく理解してこの冬の流行に備えましょう。

ウイルスは、感染者が会話や咳、くしゃみなどをする際に、小さな水滴とともに体外に排出されます。これが周囲の人に吸われ、感染します。さらに小さい水滴は、長時間空気中に浮遊しているため、病院や電車の中、学校など、人が多く集まる場所では大量に感染します。また、食器や食品についていたウイルスが口に入った時、ドアの取っ手や鼻をかんだティッシュを介してウイルスが手につき、目や鼻に触れるなどして移ることもあります。下記の注意点を参考に予防に努めましょう。

- インフルエンザ予防上の注意点がうがい・手洗いを励行しましょう
- 必要とき以外人混みを避けましょう
- 過労・睡眠不足などの不摂生はさけましょう
- 十分な栄養と休養をとりましょう
- 室内の乾燥に気をつけましょう。それでもインフルエンザにか

かると重症化する恐れのある方は、インフルエンザワクチンを接種しましょう。

高齢者インフルエンザ予防接種について

今年の高齢者インフルエンザ予防接種は、左記のとおり実施します。

接種対象者/接種日に65歳以上である方および60歳以上65歳未満であつて心臓・腎臓・若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方(身体障害1級程度の方)

予約方法/医療機関に直接、予約をしてください。

問い合わせ/保健福祉総合センター内保健指導担当 ☎581・8500へ。

寄居町の救急医療の利用方法

9月は救急月間です。町の救急医療の利用方法などをお知らせします。

町は、深谷市と大里郡の医療機関によりネットワークが組まれています。突然のけがや急病の場合の救急医療の利用方法は、次のとおりです。内容をご確認のうえ、ご利用ください。

I 初期救急医療体制(診療所など)

- ①深谷市総合健診センター・休日急患診療所
- 対象・診療科等/休日(日曜日・祝日)の比較的軽微な症状の患者さんの内科・小児科・外科の外来診療
- 救急診療時間/休日(日曜日・祝日)の午前9時~正午、午後2時~5時

II 第2次救急医療体制(病院郡輪番制)

- ②埼玉よりい病院
- 対象・診療科等/内科・外科・小児科・整形外科の外来診療
- 救急診療時間/平日の夜間・土曜日の午後・日曜日
- 小児夜間診療/毎月第一日曜日の午後5時30分~10時、毎週火曜日の午後5時30分~10時

III 第3次救急医療体制

- ③在宅当番医制(休日急患診療所)
- 対象・診療科等/24時間体制で、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重症患者の診療

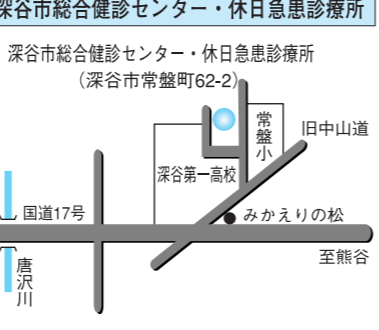
対象・診療科等/休日の眼科・耳鼻咽喉科の当番制による外来診療

④救急告示医療機関

対象・診療科等/交通事故や災害などによる救急患者を当番制で外来診療

※原則として、初期救急医療施設からの転送患者の受け入れ

※また、テレドームでは、災害情報や休日夜間診療所の電話番号を案内してくれま



国民健康保険加入のみなさんへ

9月に新しい被保険者証をお送りします

現在交付してあります国民健康保険の被保険者証(以下、保険証)は、有効期限が9月30日(日)までとなっています。

新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに配達記録郵便で郵送します(納税相談を要する世帯は除きます)。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認していただき、期限の切れた保険証は切り刻むなどして破棄してください。

なお、平成20年4月からの医療制度改正(下記枠内を参照)に伴い、今回お送りする保険証の有効期限は、被保険者によって異なります。

また、高齢受給者証又は老人保健医療受給者証が交付されている方は、受給者証に記載されている負担割合(1割または3割)が適用になりますので、医

療機関等の窓口では、必ず保険証と受給者証をあわせて提示してください。

問い合わせ/町民課 ☎581・2121内線106・107へ。

◎平成20年4月からの主な改正点
○75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」の創設
現行の老人保健制度に代わり、75歳以上及び65歳以上で一定以上の障害のある方を対象とする新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されます。
※なお、新しい制度の内容は、今後決まり次第お知らせします。
○退職者医療制度の対象年齢の変更
会社などを退職して国保に加入し、年金を受けられる人は「退職者医療制度」で医療を受けることとなりますが、その対象年齢が75歳未満から65歳未満に引き下げられます。